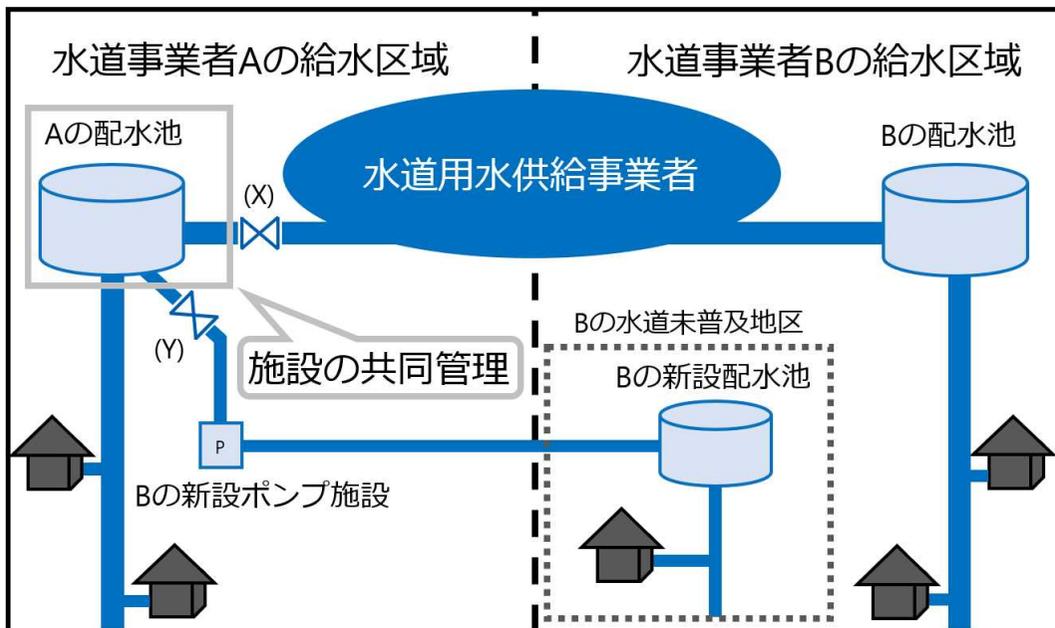


～ 第三者委託の制度を利用した分水及び区域外給水の解消の具体事例～

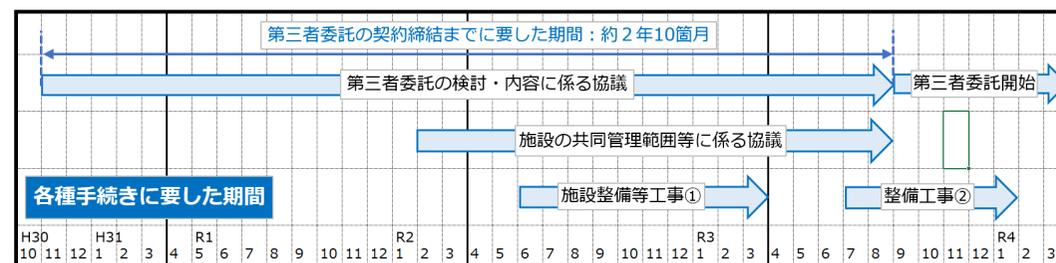


第三者委託に至った経緯

- ・ B事業者における水道未普及地区の解消にあたり、隣接するA事業者から水道の供給を受けると分水となるため、第三者委託の手法を採用することとした。
- ・ A事業者の水道施設敷地内にB事業者の新設ポンプ施設を設け、新設配水池へ送水し、水道未普及地区の各戸に配水する計画とした。
- ・ 両事業者は共に同一事業者から用水供給を受けており、A事業者の用水受水の仕切弁(X)以降から、B事業者が新たに設けた施設の仕切弁(Y)手前まで、これらに係る電気・機械・通信設備等と併せて施設の共同管理とし、この範囲の施設の運転・維持管理・更新について、B事業者からA事業者へ第三者委託を行った。
- ・ この手法により、分水の形態をとることなく、水道未普及地区を解消した。

第三者委託に必要な手続きと要した期間について

第三者委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ A,B両事業者にて委託内容を協議 (H30.11～R3.8) ・ 第三者委託契約の締結 (R3.9～) ・ B事業者より第三者委託の届出を提出 (R3.8) (提出先：厚生労働省又は都道府県) (参考図書：水道事業における官民連携に関する手引き 第III編 第三者委託導入の検討)
施設の共同管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ A,B両事業者にて管理範囲等の協議 (R2.2～R3.8) ・ A事業者からB事業者に対し、送・配水施設や電気・機械設備等の一部の行政財産使用を許可 (R3.9～) (参考図書：水道広域化検討の手引き IV章 水道広域化の導入手順とフォローアップ)
水道事業認可	<ul style="list-style-type: none"> ・ A,B両事業者が同一水源(用水供給事業)から取水していたため、第三者委託に伴って、B事業者が認可上の取水地点の変更に係る手続きは不要であった (参考図書：水道事業等の認可等の手引き (P.10等))
用水供給契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8世帯分の微少な水量の増減であり、A,B両事業者で既存の供給契約水量に変更は生じず、関連する手続きは不要であった



課題

- ・ 特段の課題は無かったが、不慣れな手続きでもあったことから、第三者委託にかかる協議、施設の共同管理範囲等に係る協議に時間を要した。